

### Ⅲ. 月 次 計 画

(1) 新規事業計画

制 度	事 項	内 容	実 施 月												主 管 課	備 考		
			3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2			3	
制度共通	1 社会保険業務の業務・システム最適化計画の実施	・社会保険業務の業務・システム最適化計画に基づき見直しを実施する。		○												企 画 課 社会保険業務センター		
	2 社会保険庁端末設備の更改	・社会保険業務用端末設備のオープン化の実施 ・20年4月の社会保険庁LANの更改に向けた準備 ・庁LAN更改に併せ、オープン化される業務用端末を庁LAN端末としても利用可能とし、20年10月に端末の一人一台化を図る。	☆ 端末更改 実施通知	○				○	○						○	総 務 課 社会保険業務センター	①20年1～3月 業務端末オープン化 ②20年4月 庁LAN更改 ③20年10月 健保公法人分館後の レイアウト変更等に 併せ、一人一台化	
	3 コールセンターの整備	・中央年金相談室及び23箇所の年金電話相談センターについて平成19年度から順次集約化を進め、コールセンターを整備することにより効率的と機能の充実を図る。 具体的には19年7月に中央年金相談室を移転して第1コールセンターとし、20年3月に15箇所の年金電話相談センターを廃止して第2コールセンターを設置する。さらに20年8月に第3コールセンターを設置する予定。	☆ ↑ ☆ ↑ 取扱通知 廃止通知(4月) 廃止事務連絡(2月)					○ ↑ 中央年金相談室の移転 (第1コールセンター)								○ ↑ 第2コールセンター設置	企 画 課 社会保険業務センター	・廃止事務連絡/廃止通知は、年金電話相談センターの廃止 ・取扱通知は、電話相談に関する取扱通知
	4 介護保険・国民健康保険・後期高齢者医療制度に係る特別徴収の実施	・介護保険料については、指定機関を経由する新たな事務処理方式による特別徴収の実施 ・国民健康保険料及び後期高齢者医療保険料については、介護保険料と同様の事務処理方式により新たに特別徴収を実施															企 画 課 社会保険業務センター	未定
	5 日仏社会保障協定の実施	・日仏両国の社会保険制度への二重加入の防止 ・日仏両国の年金制度の加入期間の通算															企 画 課 社会保険業務センター	未定
	6 日加社会保障協定の実施	・日加両国の年金社会保険制度への二重加入の防止 ・日加両国の年金制度の加入期間の通算															企 画 課 社会保険業務センター	未定

☆は通知等の発出時期、○は事業の実施時期を示す。

制 度	事 項	内 容	実 施 月													主 管 課	備 考		
			3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3				
医療保険	1 制度改正関係 (1) 平成18年医療保険制度改正に係る平成19年度施行分																		
	・標準報酬月額の上下限の見直し	・現行9.8万円～98万円(39等級) →5.8万円～121万円(47等級)	☆	○														医療保険課 社会保険業務センター	
	・賞与の保険料賦課上限額の見直し	・現行の1回当たり200万円を上限 →年間累計額540万円を上限	☆	○															医療保険課 社会保険業務センター
	・傷病手当金及び出産手当金の支給額の見直し	・現行1日につき標準報酬日額の6割相当額 →3分の2相当額	☆	○															医療保険課 社会保険業務センター
	・任意継続被保険者に係る現金給付の見直し	・任意継続被保険者にかかる傷病手当金及び出産手当金の廃止	☆	○															医療保険課 社会保険業務センター
	・資格喪失後6ヶ月以内の出産手当金の支給を廃止	・資格喪失後6ヶ月以内に出産した者に対する出産手当金の支給を廃止	☆	○															医療保険課 社会保険業務センター
	・70歳未満の者の入院に係る高額療養費の現物給付化	・70歳未満の者の入院に係る高額療養費の現物給付化	☆	○															医療保険課 社会保険業務センター
	(2) 雇用保険法の改正に伴う船員保険法の改正  (平成19年4月施行分) ・失業部門の保険料率の変更	・船員保険の失業部門の保険料率の引き下げ(18% → 12%) ・教育訓練給付の適正化の措置	☆	○															医療保険課 社会保険業務センター
	(平成19年10月施行分) ・育児休業給付金等の見直し	・失業保険金の支給要件の見直し ・育児休業者職場復帰給付金の給付額の改善 ・教育訓練給付金の受給要件の暫定的措置									☆	○							医療保険課
	(3) その他	・高額療養費未請求者に係るターンアラウンド方式によるお知らせの実施	☆	○															医療保険課
		[健康保険法・船員保険法] ・概算介護給付費納付金の決定に伴う介護保険料率の改定															☆	○	医療保険課 社会保険業務センター
		[船員保険法] ・失業保険金日額表等の改正						☆	○										医療保険課
2 定期的な被扶養者認定状況の確認	・被保険者証のカード化に伴い、定期的に被扶養者認定状況の確認を行う。					☆	○											医療保険課 社会保険業務センター	

☆は通知等の発出時期、○は事業の実施時期を示す。

制 度	事 項	内 容	実 施 月												主 管 課	備 考		
			3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2			3	
年金保険	1 制度改正関係																年金保険課 社会保険業務科	
	(1) 平成16年制度改正関係	・70歳以上の老齢厚生年金の受給者に現行の60歳台後半の在職老齢年金の調整の仕組みを導入。	☆	○														
	・受給権者の申出による支給停止	・年金受給権者が自ら申出することによって、年金給付を支給停止する仕組みを導入。	☆	○														
	・老齢厚生年金の支給繰下げ	・65歳からの老齢厚生年金の支給開始年齢を繰下げて受給できる仕組みの導入。	☆	○														
	・遺族年金制度の見直し	・自らの老齢厚生年金を全額受給した上で、現行水準との差額を遺族厚生年金として支給する仕組みの導入。 ・子のない30歳未満の妻への遺族厚生年金を5年間の有期給付とする。 ・中高齢の寡婦加算の支給要件を夫死亡時35歳未満から40歳未満に引き下げ。	☆	○														
	・離婚時の厚生年金の分割	・離婚当事者の婚姻期間中の厚生年金保険料納付記録を当事者間で分割できる仕組みの導入。	☆	○														
	・国民年金保険料額の改定	・平成19年度の新保険料額による保険料の収納を行う。																
	(2) その他	・マクロ経済スライド特例の実施	☆	○														
	2 郵政民営化に伴う老齢福祉年金及び特別障害給付金の支払方法の変更	・老齢福祉年金の支払方法について、年金証書を郵便局窓口で提示して現金で年金を受け取る方法から、預貯金口座への振り込み又は送金通知書の提出による年金の受け取りへ変更。 ・特別障害給付金の支払方法について、郵便貯金口座への振込による給付金の受け取りを追加							☆		○							
									☆		○							
3 国民年金未加入者の把握	・住民基本台帳ネットワークシステムに登録されていない20歳到達の在日外国人に関する情報を市町村から入手し、適用勧奨等を実施する。 ・住民基本台帳ネットワークシステムを活用して34歳到達者の未適用者を把握し、適用勧奨等を実施する。 ・国民健康保険組合等からの被保険者情報の提供による国民年金未加入者の把握の実施																	

☆は通知等の発出時期、○は事業の実施時期を示す。

制 度	事 項	内 容	実 施 月													主 管 課	備 考			
			3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3					
	4 市町村からの電子媒体による所得情報の交換の実施	・強制徴収や免除勧奨において活用する所得情報について、電子媒体化を行い、市町村との効率的な情報交換を実施する。	○														○	年金保険課 社会保険業務(1)		
	5 国民年金保険料に係る強制徴収の実施規模の拡大	・市町村から提供された所得情報を活用して納付督促に引き続いて強制徴収を行うなどにより実施規模の拡大を図る。	○															○	年金保険課 社会保険業務(1)	
	6 同業者団体等への収納業務の委託	・商工会に会員たる第1号被保険者の国民年金保険料の収納業務を委託する。	○															○	年金保険課 社会保険業務(1)	未定
		・国民健康保険組合に当該組合の被保険者である第1号被保険者の国民年金保険料の収納業務を委託する。																	○	
	7 国民年金保険料収納対策強化社会保険事務局の指定	・納付率が低調な社会保険事務局を指定し、本庁による重点的な指導、支援を実施する。				☆													年金保険課	
	8 ねんきん定期便の実施の一部前倒し(45歳到達者及び55歳以上の被保険者)	・ねんきん定期便を一部前倒し実施し、45歳到達者に対して年金加入状況を通知する。また、55歳以上の被保険者に対しては、保険料納付実績や年金見込額を通知する。											☆	○					企画課 社会保険業務(1)	
	9 免除手続きの簡素化(ターンアラウンドの実施)	・市町村から提供された所得情報を活用して、免除該当者には必要な項目を印字した申請書を送付し、簡単な記載事項を記入するだけで申請を可能とするターンアラウンド方式を導入する。							☆					○					年金保険課 社会保険業務(1)	
	10 学生納付特例の手続きの簡素化(ターンアラウンドの実施)	・卒業予定年月を把握することにより、学生納付特例に該当する者に必要な項目を印字した申請書を送付し、簡単な記載事項を記入するだけで申請を可能とするターンアラウンド方式を導入する。											☆					○	年金保険課 社会保険業務(1)	
	11 保険料を納めやすい環境づくり	・クレジットカードによる国民年金保険料の納付を可能とし、更なる納付環境の整備を図る。																	年金保険課 社会保険業務(1)	未定

☆は通知等の発出時期、○は事業の実施時期を示す。

制 度	事 項	内 容	実 施 月												主 管 課	備 考			
			3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2			3		
制度共通	平成19年4月以降に実施される制度改正等に伴うシステム開発対応	・年金分割制度の創設 第3号被保険者についての厚生年金の分割 (平成20年4月施行)															社会保険業務センター		
		・ねんきん定期便 ①45歳・55歳以上通知対応 (平成19年10月) ②全被保険者対応 (平成20年4月)	①															社会保険業務センター	
			②																

(2) 表彰・月間・週間事業・調査計画

制 度	事 項	内 容	実 施 月													主 管 課	備 考		
			3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3				
制度共通	1 表彰	・ 社会保険委員功労者に対する大臣表彰及び社会保険庁長官表彰						推 ○			表 ○—○							企 画 課	
		・ 政府管掌健康保険・厚生年金保険事業功労者に対する社会保険庁長官表彰						推 ○			表 ○—○							医 療 保 険 課 年 金 保 険 課	
		・ 社会保険労務士制度功労者に対する大臣表彰及び社会保険庁長官表彰						推 ○			長 官 ○—○	大 臣 ○						企 画 課 (労働基準局)	
		・ 社会保険関係団体功労者に対する社会保険庁長官表彰						推 ○			表 ○—○							総 務 課 企 画 課	
		・ 社会保険事務局・事務所グランプリ(SWOG)					○											サ-ビス推進課	
	2 社会保険委員の活動強化月間	・ 社会保険委員制度の普及を目的とした社会保険委員大会の開催及び活動強化のための講習会、研修会等を実施			☆						○—○							企 画 課	
	3 社会保険労務士試験			受 ○				課 ○			発 ○							企 画 課 (労働基準局)	
	4 さわやか行政サービス推進月間	・ 行政サービスの総点検の実施等			○													サ-ビス推進課	
	5 お客様満足度調査	・ 社会保険事務所等における窓口サービスに関するアンケート調査の実施					○							○				サ-ビス推進課	

☆は通知等の発出時期、○は事業の実施時期を示す。

制 度	事 項	内 容	実 施 月												主 管 課	備 考		
			3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2			3	
医療保険	1 保険給付の適正化 ・船員保険の失業保険金給付適正化対策	・船員保険失業保険金不正受給防止啓発強化月間 (各県毎に強化月間を定める)		○												○	医療保険課	
		・漁船被保険者に係る失業保険の適用調査					○											
	2 表彰	・船員保険事業功労者に対する社会保険庁長官表彰						○		○	○						医療保険課	
	3 調査	・船員保険災害補償相当分収支状況調査		○												○	企 画 課	
	・老人保健加入者数等・介護保険被保険者数調査 (健康保険法第3条第2項被保険者・船員保険以外は、社会保険庁において調査)		○												○			
	・政府管掌健康保険及び船員保険の医療給付受給者状況調査			☆	○	○												
	4 その他	・第49回船員労働安全衛生月間						☆	○								医療保険課 (国土交通省 海事局)	

☆は通知等の発出時期、○は事業の実施時期を示す。

制 度	事 項	内 容	実 施 月												主 管 課	備 考	
			3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2			3
年金保険	1 表彰	・国民年金推進員及び国民年金事業功労者に対する社会保険庁長官表彰						★ ○	★ ○	○						年金保険課	
		・ねんきん作品コンクール優秀作品に対する社会保険庁長官表彰								○	○	○				年金保険課	
	2 ねんきん月間	・11月をねんきん月間として位置づけ、各種の事業展開を行う。							★	○					年金保険課	ねんきん月間 11月	
	3 調査	・老齢福祉年金等受給権者実態調査 〔老齢福祉年金受給者等の所得状況の把握 を行い、所得制限限度額設定の基礎資料 とする。〕								○	○	○				年金保険課	
・公的年金加入状況等調査 〔公的年金加入状況及び年金の受給状況など を調査し、就業状況や年金に関する周知度 などを把握し、事業運営の基礎資料とする。〕								★	○		○				企 画 課	3年周期で実施	

☆は通知等の発出時期、○は事業の実施時期を示す。

## (3) 会議計画

制 度	事 項	内 容	実 施 月												主 管 課	備 考		
			3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2			3	
制度共通	1 社会保険事業運営評議会	・社会保険庁の事業内容や業務の実施方法等事業全般について、保険料拠出者や利用者の意見を反映させ、その改善を図ることを目的として、社会保険事業運営評議会を開催する。															企 画 課	年6回実施
	2 事業運営全般に係る地方社会保険事務局との事務打合せ					○	○										サービス推進課 企画課 医療保険課 年金保険課	
	3 全国社会保険事務局長会議												○	○			総 務 課	定例（1月又は2月）及び随時
	4 ブロック別社会保険事務局長・事務所長会議	・人事評価関係含む。					○	○		○							総 務 課	
	5 ブロック別地方社会保険監察官事務打合せ会			○	○						○	○					サービス推進課 経 理 課	
	6 統括地方社会保険監察官との打合せ			○					○					○			サービス推進課 経 理 課	
	7 全国社会保険委員事務打合せ会	・社会保険委員の活動をより効果的に行うため、事務打合せ会を開催する。				○											企 画 課	
	8 人事評価制度運営会議	・人事評価制度の運用や改善及び毎事業年度の評価項目について検討するために、人事評価制度運営会議を開催する。							○						○		総 務 課	
年金保険	1 年金給付業務に関する地方社会保険事務局等との事務打合せ会	・社会保険事務局及び社会保険事務所の職員に対し、事務処理に関する留意事項についての説明等を行うために、事務打合せ会を実施する。														社会保険業務課	随時	

☆は通知等の発出時期、○は事業の実施時期を示す。

(4) 広報計画（本庁実施分）

制 度	事 項	内 容	実 施 月												主 管 課	備 考		
			3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2			3	
制度共通	1 医療保険及び年金保険制度に関する広報	・ポスター、パンフレット、各種媒体等を活用した広報	☆														総務課 医療保険課 年金保険課	具体的計画、実施月については別途通知
	2 社会保障協定・特例法施行の円滑な実施のための周知広報	・チラシ、各種媒体等を活用した広報	☆														企画課	具体的計画、実施月については別途通知
医療保険	医療保険制度改正等施行事務の円滑な実施のための制度周知広報	・ポスター、パンフレット、各種媒体等を活用した広報	☆														医療保険課	具体的計画、実施月については別途通知
年金保険	1 年金制度に対する理解と信頼の確保及び年金制度改正施行事務等の円滑な実施のための制度周知広報	・ポスター、パンフレット、各種媒体等を活用した広報を実施する。	☆	○												○	年金保険課	具体的計画、実施月については別途通知
	2 ねんきん月間	・ねんきん月間での各種事業展開に合わせて、適切な媒体を活用した広報を実施する。	☆													○	年金保険課	具体的計画、実施月については別途通知
	3 年度末の年金広報	・制度改正内容に係る事前周知等を適切な媒体を活用して実施する。	☆														○	年金保険課

☆は通知等の発出時期、○は事業の実施時期を示す。

(5) 監察等計画(本庁実施分)

制 度	事 項	内 容	実 施 月												主 管 課	備 考
			3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2		
監察	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 社会保険事務局及び社会保険事務所の監察を実施</li> <li>・ 社会保険庁本庁（施設等機関を含む）の監察を実施</li> <li>・ 外部委託の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 監察の主な視点                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 業務の適正処理状況について</li> <li>・ 重点課題への取組状況について</li> <li>・ 前年度指摘事項の改善状況について</li> <li>・ 国民サービス向上の取組状況について</li> <li>・ 事故防止対策の取組状況について</li> </ul> </li> </ul> <p>（本庁の監察については、地方庁の監察結果を踏まえて実施）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 専門性の高い項目について外部の専門組織に委託して監察を実施する。</li> </ul>	☆		○	○		○	—	○		○	—	○	サービス推進課	
会計監査	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 社会保険庁本庁（施設等機関を含む）並びに社会保険事務局及び社会保険事務所の会計監査を実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 会計監査の主な視点                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 会計機関における事故防止対策の取組状況</li> <li>・ 契約事務処理の適正性について</li> <li>・ 予算執行の経済性、効率性について</li> <li>・ 契約審査会の審議状況について</li> </ul> </li> </ul>	☆		○	—	○		○	—	○			経 理 課		

☆は通知等の発出時期、○は事業の実施時期を示す。

(6) 研修計画

制 度	事 項	内 容	実 施 月													主 管 課	備 考	
			3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3			
全職員に対する研修	コンプライアンス研修	<ul style="list-style-type: none"> <li>法令遵守</li> <li>公務員倫理</li> <li>個人情報保護</li> </ul>		○													総務課 企画課	
社会保険大学校における研修 I 集合研修	1 職務階層別研修 (1) 新規採用者研修	<ul style="list-style-type: none"> <li>新規採用者 [該当者全員 18日]</li> </ul>	☆	○													社会保険大学校	年1回実施 大学校研修終了後事務局においても5日間の研修を実施
	(2) 一般職員研修	<ul style="list-style-type: none"> <li>採用後3年目の職員及びこの研修を修了していない者 [各期 80人 19日]</li> </ul>	☆		○	○	○	☆		○	○	○	☆		○	○	社会保険大学校	年10回実施 10月及び2月は2回実施
	(3) 中堅職員専門実務研修 i) 基本	<ul style="list-style-type: none"> <li>庶務、会計等を担当する職員のうち、行政職俸給表(一)の2級で、職員としての業務経験が7年以上の者 [各回 70人 5日]</li> </ul>						☆		○		☆				○	社会保険大学校	年2回実施
	ii) 適用・医療給付	<ul style="list-style-type: none"> <li>当該業務を担当する職員のうち、行政職俸給表(一)の2級で、職員としての業務経験が7年以上の者 [各回 60人 12日]</li> </ul>	☆		○			☆						○			社会保険大学校	年2回実施
	iii) 徴収	<ul style="list-style-type: none"> <li>当該業務を担当する職員のうち、行政職俸給表(一)の2級で、職員としての業務経験が7年以上の者 [各回 60人 12日]</li> </ul>	☆				○					☆			○		社会保険大学校	年2回実施
	iv) 年金給付	<ul style="list-style-type: none"> <li>当該業務を担当する職員のうち、行政職俸給表(一)の2級で、職員としての業務経験が7年以上の者 [各回 60人 12日]</li> </ul>	☆			○						☆			○		社会保険大学校	年2回実施
	v) 国年適用・収納	<ul style="list-style-type: none"> <li>当該業務を担当する職員のうち、行政職俸給表(一)の2級で、職員としての業務経験が7年以上の者 [各回 60人 12日]</li> </ul>	☆			○		☆		○							社会保険大学校	年2回実施

☆は通知等の発出時期、○は研修の実施時期を示す。

制 度	事 項	内 容	実 施 月												主 管 課	備 考
			3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2		
	(4) 中間監督者研修	・初めて地方社会保険事務所の係長又は社会保険事務所の課長となった者 [各回 60人 5日]	☆			○	☆				○				社会保険大学校	年4回実施
	(5) 管理者研修 i) 総合相談室長	・初めて総合相談室長となった者 [各回 50人 4日]	☆		○		☆				○				社会保険大学校	年2回実施
	ii) 事務所長	・初めて事務所長となった者 [各回 50人 4日]	☆		○		☆				○				社会保険大学校	年2回実施
	2. 業務別研修 (1) 指導医療官	・指導医療官 [60人 5日]	☆			○									社会保険大学校	
	(2) 医療事務	・初めて地方社会保険事務所の医療事務指導官、医療事務を担当する係長となった者及びこれらと同等の者 [60人 5日]	☆		○										社会保険大学校	
	(3) 社会保険審査官	・初めて社会保険審査官となった者 [40人 5日]	☆			○									社会保険大学校	
	(4) 人事事務	・初めて人事事務を担当する地方社会保険事務所の係長、業務調整官及び主任等 [60人 5日]	☆				○								社会保険大学校	
	(5) 人材育成推進者	・事務所の研修に関する業務を担当する者 [47人 4日]										☆		○	社会保険大学校	
	(6) 会計事務	・基礎課程は初めて会計事務を担当する地方社会保険事務所の副主幹、係長、業務調整専門官及び主任等 ・管理課程は会計組織を担当する課長若しくは課長補佐等 [一般課程60人 5日] [管理課程47人 3日]	☆				☆					○			社会保険大学校	・一般課程は11月実施 ・管理課程は7月実施

☆は通知等の発出時期、○は研修の実施時期を示す。

制 度	事 項	内 容	実 施 月													主 管 課	備 考	
			3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3			
	(7) 国民年金障害給付事務	・国民年金障害給付専門官、又は障害給付事務を担当する者 [47人 5日]	☆								○						社会保険大学校	
	(8) 年金給付・年金相談事務	・年金給付事務を担当する社会保険事務所の課長及びこれと同等の者 [56人 5日]	☆					○									社会保険大学校	
	(9) 適用・調査事務	・適用又は調査業務を担当する社会保険事務所の課長及びこれと同等の者 [56人 5日]	☆					○									社会保険大学校	
	(10) 徴収事務	・徴収事務の滞納処分を担当する地方社会保険事務局の専門官、係長、社会保険事務所の課長、専門官及びこれらと同等の者 [一般課程 60人 5日] [指導者養成課程 47人 5日]	(6・7月実施分) ☆			○	○								○		社会保険大学校	年3回実施 ・一般課程は7・11月実施 ・指導者養成課程は6月実施
	(11) 健康保険給付事務	・保険給付指導官等のうち、この研修を終了していない者 [56人 5日]	☆			○											社会保険大学校	
	(12) 国民年金保険料強制徴収事務	・国民年金の保険料収納事務を担当する社会保険事務所の係長以上の職にある者 [基礎課程 60人 5日] [応用課程 60人 12日] [指導者養成課程 47人 12日]	(5・7月実施分) ☆		○	○	○	☆		○							社会保険大学校	年5回実施 ・基礎課程は5・7月実施 ・応用課程は6・7月実施 ・指導者養成課程は9月実施
	(13) 船員保険事務	・船員保険事務を担当する地方社会保険事務局の係長、社会保険事務所の課長、社会保険徴収専門官、船員保険調査官及びこれらと同等の者のうち、この研修を修了していない者 [40人 5日]						☆				○					社会保険大学校	
II 通信研修	(1) 国民年金保険料強制徴収実務研修(通信課程)	・職員の自学自習意欲を喚起・助長し、国民年金保険料強制徴収の職務遂行に必要な業務知識・技能の習得並びに向上を図ることを目的として実施 [200人程度]			☆		○	—	○								社会保険大学校	
	(2) 年金給付・年金相談研修(通信課程)	・職員の自学自習意欲を喚起・助長し、年金給付・相談業務の職務遂行に必要な業務知識の習得並びに向上を図ることを目的として実施 [200人程度]						☆		○	—	○					社会保険大学校	
	(3) リニューアル研修	・3級職員に対し、直近の社会保険関係法令知識を付与することを目的として実施 [200人程度]									☆	○	—	○			社会保険大学校	
Ⅲ ブロック別研修	接遇指導者養成研修	・事務局、事務所の接遇向上推進リーダーの育成を図ることを目的として実施 [360人程度]	☆				○										社会保険大学校	

☆は通知等の発出時期、○は研修の実施時期を示す。

制 度	事 項	内 容	実 施 月												主 管 課	備 考	
			3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2			3
地方社会保険事務局・社会保険事務所における研修	1 新規採用者研修	・ 大学校研修で習得した基礎知識を実務に即応しうるものとするため、各種業務処理マニュアル等を活用し実施	☆	○												社会保険大学校	
	2 新規採用者フォローアップ研修	・ 大学校研修終了後6か月程度経過後、理解度診断テスト・討議等を実施					☆		○							社会保険大学校	
	3 新規配属者研修	・ 新規配属者に対し、配属先の事務処理、制度知識等の早期の習得を図るために実施	☆	○											○	社会保険大学校	
	4 各種研修	・ 職域に応じ、日常の業務処理に関する研修、地域性の高い事柄に関する研修、伝達研修等を、大学校の研修との連携に配慮しつつ、効果的に実施	☆	○											○	社会保険大学校	
	5 国民年金推進員研修	・ 採用時及び随時に資質の向上を図るために実施		○											○	年金保険課	
社会保険事業に携わる非常勤職員等を対象とした研修	1 国民年金推進員研修	・ 国民年金推進員に採用されてから1年以上の勤務経験を有し、地方社会保険事務局・社会保険事務所における研修を終了している者 〔60人程度 3日〕					☆	○								年金保険課	年1回実施
	2 主任年金相談専門員等研修	・ 主任年金相談専門員又は年金相談専門員の委嘱を受け、年金相談業務に携わっている者 〔各期 50人程度 3日〕				☆		○								企画課 (社会保険業務センター)	年1回実施
	3 主任年金相談員等研修	・ 主任年金相談員又は年金相談員の委嘱を受け、年金相談業務に携わっている者 〔50人程度 3日〕				☆☆			○			○				企画課 (社会保険業務センター)	年2回実施
	4 社会保険指導員研修	・ 社会保険指導員の委嘱を受けている者 〔50人程度 2日〕				☆								○		企画課	年1回実施
	5 社会保険委員研修	・ 社会保険委員の委嘱を受けている者 〔各期 100人程度 2日〕				☆☆☆		○		○		○				企画課	年3回実施
	6 国民年金委員研修	・ 国民年金委員の委嘱を受けている者 〔50人程度 3日〕						☆	○							年金保険課	年1回実施

☆は通知等の発出時期、○は研修の実施時期を示す。

## (7) 保険局・年金局

制 度	事 項	内 容	実 施 月													主 管 課	備 考			
			3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3					
制度改正関係	1 健康保険法等の一部を改正する法律の施行関係	・健康保険法等の一部を改正する法律の施行のための政省令公布等所要の措置を講ずる。 〔主な改正事項〕 ・70歳以上の被保険者等の一部負担の変更に伴う高額療養費の自己負担限度額の引上げ ・高額医療・高額介護合算制度創設に伴う高額介護合算療養費の支給 ・医療費適正化の推進関係 ・後期高齢者医療制度 等		☆	—	☆												〔保険局〕 総務課 保険課 国民健康保険課 (社会保険庁)	平成20年4月施行分	
	2 雇用保険法等の一部を改正する法律案(仮称)の施行関係(船員保険関係)	・雇用保険法等の一部を改正する法律(仮称)の施行のための政省令公布等所要の措置を講ずる。 〔主な改正事項〕 <平成19年4月施行分> ・雇用保険の国庫負担の見直しに伴う船員保険の失業部門に係る国庫負担の見直し ・雇用保険の保険料率の見直しに伴う船員保険の失業部門に係る保険料率の見直し ・雇用保険への統合を踏まえ、被保険者に係る保険料率の引下げ <平成19年10月施行分> ・育児休業給付金の支給額の引上げ 等	☆ 注1	○													〔保険局〕 保険課	注1 平成19年4月施行分 注2 平成19年10月施行分		
	3 平成16年年金制度改正法の施行関係	・平成16年年金制度改正法施行のための政令公布等所要の措置を講ずる。															☆		〔年金局〕 年金課	平成20年4月施行分
	4 基礎年金国庫負担割合引き上げに関する法律の施行関係	・基礎年金国庫負担割合引き上げに関する法律の施行のための所要の措置を講ずる。	☆	○															〔年金局〕 年金課	
会議関係	1 社会保険指導者講習会	・社会保険診療内容の向上を図るため、日本医師会等と共催し、地方社会保険事務局及び審査支払機関等職員への講習会を実施					☆		○									〔保険局〕 医療課		
	2 診療報酬改定説明会	・平成20年4月に予定している診療報酬改定の内容を周知するため、地方社会保険事務局及び都道府県の医療事務担当職員への説明会を実施																☆ ○	〔保険局〕 医療課	
調査関係	1 施設基準の届出状況等の報告				☆	○	—	○										〔保険局〕 医療課		
	2 健康保険被保険者実態調査	・健康保険組合への調査は地方厚生局を通じて実施 〔社会保険庁及び健康保険組合に対する調査〕								☆	○	—	○					〔保険局〕 調査課		
	3 療養費支給状況調査										☆	○						〔保険局〕 医療課		

☆は通知等の発出時期、○は事業の実施時期を示す。

制 度	事 項	内 容	実 施 月												主 管 課	備 考	
			3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2			3
指導監査・事務指導 関係	1 保険医療機関等の指導監 査	<ul style="list-style-type: none"> <li>・厚生労働省と地方社会保険事務局等の共同による実施分 (共同指導)</li> <li>・地方社会保険事務局等実施分 <ul style="list-style-type: none"> <li>・集団指導</li> <li>・集団的個別指導</li> <li>・個別指導</li> <li>・監査</li> </ul> </li> </ul>	☆		○										○	[保険局] 医 療 課 (地方社会保険事務局)	
	2 地方社会保険事務局に対 する事務指導		☆		○										○	[保険局] 医 療 課	
その他	1 社会保険診療報酬支払基 金関係功績者大臣表彰									○						[保険局] 保 険 課	
	2 健康保険組合関係功績者 大臣表彰									○						[保険局] 保 険 課	

☆は通知等の発出時期、○は事業の実施時期を示す。

(参 考) 地方厚生局

制 度	事 項	内 容	実 施 月												主 管 課	備 考	
			3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2			3
会議関係	1 健康保険組合等指導監査 関係事務打合せ会	・健康保険組合、厚生年金基金及び国民年金基金 関係事務の取扱い及び指導監査計画等につい て、地方厚生局担当者と地方社会保険事務局の 併任職員で事務打合せ会を開催する。 〔開催地：地方厚生局所在地 北海道、宮城県、埼玉県、愛知県、 大阪府、広島県、香川県、福岡県〕	(監査計画等) ○													地方厚生局	随時
監査・事務指導関係	1 健康保険組合指導監査	・指定組合等に対する指導監査	(監査方針) ☆	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	地方厚生局	
	2 厚生年金基金指導監査	・指定基金等に対する指導監査		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	地方厚生局	
	3 国民年金基金指導監査	・職能型基金及び地域型基金に対する指導監査		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	地方厚生局	
	4 国民健康保険指導監督	・都道府県等に対する指導監督	(指導方針) ☆		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	地方厚生局	
	5 老人医療事務指導	・老人医療事務実施者に対する指導	(指導方針) ☆		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	地方厚生局	
	6 確定拠出年金(企業型) 導入企業等に対する指導等	・確定拠出年金制度(企業型)を導入しようとする 企業及び導入した企業に対する指導等			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	地方厚生局	
	7 確定給付企業年金導入企 業等に対する指導等	・確定給付企業年金制度を導入しようとする企業 及び導入した企業に対する指導等			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	地方厚生局	

☆は通知等の発出時期、○は事業の実施時期を示す。

